

## 大阪市規則第11号

### 大阪市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

大阪市公衆浴場法施行細則（昭和31年大阪市規則第77号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(浴槽水の水質基準) 第11条 条例第5条第9号の市規則で定める 水質基準は、次のとおりとする。 〔(1)・(2) 略〕 (3) <u>大腸菌数</u> は、水1ミリリットル当たり 1個以下であること 〔(4) 略〕 〔2 略〕	(浴槽水の水質基準) 第11条 〔同左〕 〔(1)・(2) 同左〕 (3) <u>大腸菌群数</u> は、水1ミリリットル当たり 1個以下であること 〔(4) 同左〕 〔2 同左〕
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。